

生活 パイロット

訪問販売での新聞購読契約に関する相談が寄せられています。事例を紹介しましょう。

【事例】先月から新聞が入り始めた。3年前に新聞販売店の人が訪問してきて、「名前だけでも」と言われて書いたのが契約書だったと思い出した。「購読をやめたい」と販売店に言うとうと、「景品を渡しているし、解約はできない」と言われた。景品をもらったことなど覚えていない。



新聞購読解約できない

販売店と話し合いを

【アドバイス】訪問販売であればクーリングオフ制度が適用されますが、クーリングオフ期間は「契約書を受け取った日から8日以内」であり、その期間が過ぎれば一方的な解約はできません。購読が困難になる病気や入院、転居など考慮すべき事情がある場合は、新聞販売店と話し合うこととなります。数年先の契約は忘れていたり、経済的な理由や高齢者では健康上の理由から購読が難しくなることがありますので、よく考えてから契約しましょう。景品は解約時に相当額の返還を求められることがありますので、受け取るかどうかは慎重に判断しましょう。

しつこい勧誘などで困った時は、早めに最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン☎1188は、最寄りの相談窓口につながります。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス☎097・534・0999